

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊美唄駐屯地
第345会計隊美唄派遣隊長 須田 博文

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
3LY911500010	3MS01A80030 0001		5-10
品名 または 件名			
#3 ボイラー室燃料調量弁取替工事			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	ST		
納地または工事場所		引渡場所	
美唄駐屯地		#3 ボイラー室	
搬入場所		納期または工期	
		令和5年7月31日(月)	

2 競争参加資格

次のいずれかであること

防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級がA、B、C、D等級であること

防衛省競争参加資格の「機械器具設置工事」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊美唄駐屯地第345会計隊美唄派遣隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和5年5月25日（木）9時30分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者

ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

オ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

ア 陸上自衛隊美唄駐屯地 第345会計隊美唄派遣隊契約班

イ 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index/html>

(3) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金：免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）

イ 契約保証金：免除（ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。また、落札者は陸上自衛隊「建設工事請負契約書」第4条に示すいずれかの保証証券を提出すること。）

(4) 入札書の内訳

入札書には「工事費内訳書」を添付すること。ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日、郵送等により提出することができる。

(5) 入札の無効

ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者による入札

- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- エ 入札開始時間に遅れた者による入札
- オ 電報・電話・FAXによる入札
- カ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- キ 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載がない入札書（入札及び契約心得参照）
- ク 入札書の内訳書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合

(6) 入札書の提出

入札書は、持参又は郵送等で提出する。郵便による入札は、令和5年5月24日（水）17時00分まで陸上自衛隊美唄駐屯地第345会計隊美唄派遣隊契約班へ必着とし、その際は「郵便入札」の送達確認をすること。また、封筒には必ず「#3ボイラー室燃料調量弁取替工事」と明記し、資格審査結果通知書（写）を入札書とは別の封筒に封入し提出すること。

(7) 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく工事履行保証証券等を提出するとともに、陸上自衛隊「建設工事請負契約書」の様式により契約書を作成する。

(8) 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(9) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(10) 再度入札

再度入札を行う場合は、直ちに実施する。ただし、郵便入札があった場合は官側の指定する日時に執行する。

(11) その他

- ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- イ 代理人をもって参加する場合は、委任状を提出すること。
- ウ 入札に参加する場合は、示された場所において「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ所要の事項を記載する。
- エ 仕様書は、公告日から入札前日までの間、陸上自衛隊美唄駐屯地第345会計隊美唄派遣隊契約班にて配布する。また、北部方面会計隊ホームページに掲載する。
- オ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約所等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

(12) 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先

ア 入札に関する事項

〒072-0821 北海道美唄市南美唄上1条4丁目
陸上自衛隊美唄駐屯地第345会計隊美唄派遣隊契約班（担当：須田）
TEL 0125-22-2141（内線345）（FAX441）

イ 仕様書に関する問い合わせ

陸上自衛隊美唄駐屯地業務隊管理科営繕班（担当：森）
TEL 0125-22-2141（内線317）

(13) 公告掲示場所及び掲示期間

ア 掲示場所

各駐屯地会計隊（美唄、岩見沢、滝川、旭川、札幌）
美唄商工会議所、岩見沢商工会議所、滝川商工会議所、旭川商工会議所、札幌商工会議所
北部方面会計隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>)

イ 掲示期間

令和5年5月10日（水）～令和5年5月25日（木）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう
 - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア　親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ　親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ　(1) 及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

特記仕様書

- 1 工事件名：#3ボイラー室燃料調量弁取替工事
2 工事場所：美唄市南美唄町上1条4丁目 隣上自衛隊美唄駐屯地 #3ボイラー室
3 工事概要：燃料調量弁取替
試運転調整 1個
一式

項目	事
5 「機械設備工事」	材料の区分
(1) 取替部品	材料名 使用材料 (川重冷熱工業製 KS-25型用) 割量弁 EFT-6204G-01 数量 1台

部品取替終了後燃焼調整等を実施し、適正な燃燒状態へ設定する。

項目	事
4 (1) 緯 制	図面及び本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官舎部監修部監修の公共建築工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備）、公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気設備・機械設備）及び公共建築設備工事標準単体（電気設備、機械設備工事標準）及び防衛省監修設備計画局が定めた土木工事共通仕様書に基づき施工する。
(2) 現場代理人	本工事にあたり受注者は工事の責任者を定め常駐させ、工事に必要な書類等の手続き及び行為を速やかに行うものとし、自らを含め作業員に部隊規則遵守の徹底を図るものとする。
(3) 現場管理	本工事にあたり施工現場及び工事関係車両の通行ルート等の安全管理対策は、受注者の責任において十分に管理し、通行ルート及び工事箇箇所周辺等についてもゴミの飛散及び事故の発生防止に努めなければならない。
(4) 確認・報告	受注者は施工の確認・立会に必要な測量・出来高算出作業及び品質等の確認を行い、その結果を監督官に報告するものとする。
(5) 署	図面と仕様書との内訳に相違ある場合や、明示のない場合には疑いを生じた場合には全て監督官と協議しなければならない。ただし、それは監督官の指示に従うものとし、その場合、請負金額及び工期の変更はしない。また、監督官との協議・打合せ等は全て工事打合せ簿に記載し、完成書類と共に提出する。
(6) 使用材料	使用する材料は再使用品及び再生資材を利用することしたものを除き全て新品とする。
(7) 製作図・承認図	工事実施上必要な図面（製作図・承認図）及び見本等は製作前又は施工前に遅滞なく作成し、監督官の承認を得るものとする。
(8) 提出書類	本工事に必要な書類は監督官の指示に従い遅延なく作成し提出すること。また、下請負者を設定期の場合は施工体制合帳及び施工管制図等も併せて監督官に提出すること。
(9) 工事写真	工事写真是工事前・主要な工事段階、完成後及び隠蔽箇所、その他監督官の指示する箇所とし、A4-S版に整理して提出する。
(10) 発生材	工事期間中は、受注者の保管とし、工事終了後発生材調査を作成する。発生材の処分については、合規合法に処分する。但し鉄屑及びアルミ屑等については、監督官の指示する場所に運搬し管理のうえ処理する。
(11) 保証期間	完成検査日から1年間、施工の不備による損害等は受注者の負担において修復する。

